整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

和歌山県 保健所長 様

## 営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を 提出します。

		ータ活用推進基本法( <sup>3</sup> 届出者の氏名等のオープ					公開			
①申請者・屈	郵便番号: 電話番号:				FAX 番号:					
	電子メールアド	法人番号:								
	申請者・届出者住所 (法人にあっては、所在地)									
出者	(ふりがな)		(生年月日)							
届出者情報	申請者・届出	者氏名 (法人にあっ)		年	月	日生				
②営業施設情報	郵便番号:			FAX 番号:						
	電子メールアドレス:									
	施設の所在地									
	(ふりがな)									
	施設の名称、屋号又は商号									
③営業施設情	(ふりがな)			資格の種類	食管・食監・調	<ul><li>製・栄・</li></ul>	船舶・と	畜・食鳥		
	食品衛生責任	者の氏名 ※合成樹脂: 包装を製造・	受講した講習会	講習会名称	年	月	日			
	主として取り	扱う食品、添加物、	自由記載							
	自動販売機の	型番	業態							
報										
	衛生管理の □ 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組									
	取組の種別 □ 食品の特性に応じた取組									
④業種に応じた情報	食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う施設									
	輸出する食品を取り扱う施設									
⑤営業届出		備考								
	1									
	2									
	3									
6	(ふりがな)				電話番号					
⑥担当者	担当者氏名	-								

⑦申請者・届出者情報	食品衛生法第 55 条第 2 項関係								該当には		
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。										
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起 算して 2 年を経過していないこと。										
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。										
<b>※</b>	食品衛生法施行令(昭 □①全粉乳 (容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの)										
	和28年政令第229号) □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)										
	第 13 条に規定する食 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物(食品衛生法第 13 条第 1 項の規定								見定により規格		
	が定められたもの) □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング										
⑧営業施設情	ふ)	りがな)						資格の種類			
設	食品	衛生管理者の	)氏名 ※「食」	品衛生管理	者選任(	変更)届」も別途	必要	受講した講	講習会名称		
報								習会		年	月 日
	水道水の種類						自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合				
	① 水道水 (□水道水 □専用水道 □簡易専用水道)										
	② □①以外の飲用に適する水										
9 業	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 □ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設										
⑨業種に応	ふぐの処理を行う施設										
応じた情報	(ふりがな)										
	ふぐ処理者氏名										
	口佐乳の様体なが乳曲とごと図る										
① 沃	□ 施設の構造及び設備を示す図面 □ □ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □										
添付書類	□ (臥用に適する水便用の場合) 水負快宜の結果 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □										
類											
						営業	<b>との種類</b> 備		備考		
11)	1		年	 月	日						
A 業 許	2		年	月	日						
⑪営業許可業種	3		·								
			年	月	日						
	4		年	月	目						
備考											

(注)

- 1 ⑦から⑪までの項目については、許可営業者のみ記載すること。
- 2 ⑤の項目については、届出営業者のみ記載すること。
- 3 ③、④及び⑦から⑩までの項目については変更がある項目のみ記入し、項目名に○を付すこと。
- 4 営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。